

平成29年度 宮城県森林審議会第2回森林保全部会 議事録

日時 平成29年11月2日（木）

午前10時30分から午後2時00分まで

場所 宮城県行政庁舎13階 環境生活部会議室

配付資料

資料1

「太陽光発電所の建設（大郷町）に係る林地開発について」

資料2

「太陽光発電所の建設（角田市）に係る林地開発について」

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者（構成委員5名中4名出席）が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月9日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ（川村部会長）

川村でございます。

今回は、本年度2回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回、10ヘクタールを超える林地開発ということで、知事から諮問を受けている案件が2件ございますので、委員の皆様には宜しく御審議願います。

3 議 事

司 会：どうもありがとうございます。

それでは次に、今後の予定についてご説明します。

本日は、いずれも太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が2件ございます。

このあとすぐ、審議事項（1）の「ウッドレイク合同会社」に係る案件を御審議いた

だきます。一旦休憩をはさみまして午後1時から、審議事項(2)の「合同会社角田電燃開発」に係る案件を御審議いただきまして、終了時刻は午後2時30分頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、齋藤委員と進藤委員をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(両委員了解)

ありがとうございます。それでは、諮問案件である(1)「ウッドレイク合同会社が行う太陽光発電設備の設置」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い、申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、今の説明等について何か御質問はございませんか。

齋藤委員：最後の説明の中で、この開発については、大郷町の開発指導要綱に基づき、大郷町開発調整会議で同意を得るとのことですが、その同意内容を示しているのが、19ページのことなのでしょうか。

事務局：19ページに載っているのは事前の指導内容となっております。なお、同意条件等が記載された同意書が、この後、正式に公文書として大郷町から事業者へ出されることとなります。県では、それを遵守してくださいということになり、現在その手続きについては林地開発許可の手続きと同時に進んでおります。

川村部会長：同意条件等が記載された同意書は今回の資料には添付されていないということで、現在手続き中ということですね。

事務局：はい。

進藤委員：災害防止対策と環境保全について1点ずつお伺いしたいことがあります。

まず1点目として、開発による伐採木を、木材チップ工場へ搬出するという事は、木材の利用という点からして、良いことだと思っておりますが、その後、パネルの下へ種を播いて植栽するという点について、その方法を、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

もう1つが環境保全についてですが、11ページの5段目に、事業区域の周辺に同様の環境があるから、問題はないということでした。確か近隣にもう一つの大きな開発があったと記憶しておりますが、それを考えた時も同じ事が言えるのでしょうか、ということをお尋ねしたいと思っております。

申請者：パネルの下を緑化する目的としては、昨今、パネルの下の土壌が流出するという被害が見受けられており、それを防ぐためとなります。緑化の方法としては、パネルを敷く前に、ある程度、種を播いて、活着していないところについては、再度播種するという、

2段構えで対応することになります。

緑化する樹種についても、宮城県の緑化マニュアルを参考にして、在来種を使って緑化する予定となっております。それに加え、南側斜面にパネルを設置することになり、ある程度傾斜がありますので、丸太筋工を入れて土砂流出防止対策をとる予定となっております。

川村部会長：今の説明でよろしいと思いますが、管理規則が12ページ、13ページに載っているように、地上面を草本類で覆うことも大切だと思いますが、パネル間の空間において雑草が繁茂して、採光を遮ることも考えられる訳ですから、それらの管理については、どのようにお考えでしょうか。

申請者：売電後の管理については、地元のシルバー人材センターなどに委託して、一定の期間ごとに下草刈りを行って管理し、また、緑化のために植樹した樹種が生長できるように配慮していきたいと思っております。

川村部会長：それともう1点は、希少な動植物が見つかった場合の対応ということで、先ほどの進藤委員の質問の中にもあったように、今回の開発地に隣接して別の太陽光発電の開発が進められておりますので、仮に開発途中で希少な動植物が見つかった場合は、どのような対応をとられるのでしょうか。

申請者：それについては、当該開発は、環境アセスメント対象である75ヘクタール以下の開発ではありますが、事業者が率先して自主環境調査を行っております。調査の内容としては、文献調査、現地調査等を行い報告書をまとめており、現在の調査結果、当該開発区域内には希少種が存在する可能性がある状況となっております。それについては、着手後、発見された場合、県担当課及び専門家に相談して、すぐ対応して参りたいと思っております。ですので、場合によっては一時、工事を中止するなどして、希少種を移植するなど考えるようになると思います。

川村部会長：この事業区域内には13ヘクタールもの残置森林がありますので、恐らくはそちらに移植するなりして、対応を採られると思います。ご質問の回答としては、よろしいでしょうか。

進藤委員：はい。

齋藤委員：今の質疑に続いて維持管理について伺います。今のお話ですと、シルバー人材センター等へ委託して除草するとのことですが、除草剤は使うのでしょうか。

申請者：使いません。

谷田貝委員：維持管理ということで、続きなのですが、開発中に外来種が開発区域に入ってきたり、希少種が見つかったりすることがあるかと思いますが、モニタリングのようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

申請者：自主環境アセスメントはしておりますが、環境アセスメント法に基づいたまでのことはしていません。また、今後、モニタリング的なことをする予定はございません。ただ、実際、希少種などが見つかった段階で、専門家に相談し、その際にモニタリングをするように指導があるかもしれません。

川村部会長：私から1点、11ページの一番最後の、電力買取り制度が終わった場合には、森林に復元する、という点についておうかがいします。まず、パネル等については産廃処理の法に基づいて処理するようお願いしたいと思います。また、森林に復元する際は、パネル撤去跡地への植栽内容として、植栽樹種、本数に加え、植栽後の下刈などの一定の管理業務についても検討が必要になると思いますが、その辺りについては、いかがお考えでしょうか。

申請者：売電20年後に、業務を継続するかどうかは、その時の時勢にもよると思います。パネルの寿命は約40年と言われておりますので、事業が20年、30年と延びる可能性は十分でございます。売電が出来ないと判断した時点で、事業計画書に書いてあるとおり、現状に復元するようになりますが、その際は林地開発許可基準にありますとおり、ヘクタールあたり2000本を植林するようになります。また、植栽樹種については、もちろん在来種を念頭に、成長の早いヤマハンノキなどを中心に考えておりますが、いずれも植栽する時点で判断することになると思います。

川村部会長：私達がこの場で審議する上では、事業計画書にあるとおり20年後を一区切りとして、森林に復元するという点でよろしいでしょうか。ただし、かなり先の話になりますので、パネルの耐用年数があと20年あるというのであれば、土地所有者と契約更新ということもあるでしょう。それは分かるのですが、土地所有者とは地上権設定契約ですとか、賃貸借契約を結んでいると思いますが、森林の復元方法ですとか復元内容、具体的には植栽樹種や本数等といった内容について協定を結んでいるのでしょうか。

申請者：地上権設定契約書の条項の中に、20年後の事について触れられておまして、20年後である平成49年に契約が満了する場合は、その1年前に、契約当事者間で協議するというような条項がございます。ですので、契約が満了する1年前に、事業を継続するのか、否か決められることになっております。

川村部会長：確認しますと、20年後どうなりますか分かりませんが、私達が審査するのは、20年後どのようにするのでしょうか、という視点で審査するので、よろしくお願いたします。

谷田貝委員：期間終了後の話で、木を伐採すると、地下水位など水循環的なところが変わり、その対応として排水溝や調整池などを設置しているようなのですが、それらは、開発終了後どのように扱うのでしょうか。

申請者：20年後に事業を終えて、森林に復元するときに、まず植林しますが、防災対策として設置した防災調整池等については、苗木が活着して根を張るまでは、防災上、しばらくは残すようになると思います。その辺りは、来週8日に開催される大郷町開発調整会議などで話し合われると思います。周辺への環境影響を与えないように、防災上の施設は残すようになると思います。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は、一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「ウッドレイク合同会社が行う太陽光発電施設の設置」に係る林地開発許可申請につきましても、「許可することに特に問題はない」、ただし、留意事項として、「事業完了後は確実に森林に復元するよう維持管理すること」、ということで答申することで異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定しました。

それでは、1件目の審議について終了します。

司 会：ありがとうございました。

それでは休憩に入りますので、委員の皆様には大変申し訳ございませんが、各自で昼食を済ませていただき、時間までに御席にお戻りくださるよう、お願いいたします。

なお、午後は、1時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

司 会：それでは森林保全部会を再開いたします。

川村部会長、よろしくお願いいたします。

川村部会長：それでは、午後の審議を再開します。(2)「合同会社角田電燃開発が行う太陽光発電所の建設」について審議を行います。はじめに事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：(資料に従い申請内容及び審査状況について説明)

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

進藤委員：資料52ページと53ページの写真を見ると、開発地において居住地が隣接しているようですが、住民の方への配慮はどのようにされているのでしょうか。

申請者：おっしゃるとおり、1号調整池と2号調整池の予定地の隣接地に居住者がおります。

現在、居住者のうち一人については、入院中でして、口頭で同意はいただいておりますが、今後11月から12月のうちに、書面で同意をいただく予定となっております。

川村部会長：書面で同意をいただくということですね。

申請者：そのとおりです。

谷田貝委員：資料12ページと13ページに管理規則案というものがありますが、どのような意図で作成・添付されたのでしょうか。

申請者：太陽光発電を目的として、10ヘクタールを超える開発を行う際に、防災調整池の設置について土木部河川課に事業者が協議することになりますが、その協議書に義務づけられた添付資料の一部となっております。

川村部会長：25ページ土地利用計画平面図では黄色い部分がパネル設置箇所となっているようですが、パネルの設置向きは南側ということでしょうか。

申請者：そのとおりです。

川村部会長：事業区域の中に、2箇所事業区域から外れている部分がありますが、それは、地形の都合なのでしょう、それとも土地所有者の同意の有無の都合なのでしょう。

申請者：土地所有者の同意を得られなかった箇所となります。

齋藤委員：事業区域の中に、墓地であったり、同意を得られなかった箇所があったり、事業区域を通らないと、これらの箇所へ出入りできないように見受けられます。地権者の方々がこれらの箇所へ出入りするにはどのようにするのでしょうか。

申請者：墓地に向かう道として赤道が存在しますが、そのような箇所は残置森林とし、できるだけ現況保存し、導線を確保するようにします。なお、墓地は現在墓石が崩落した状態になっており、使われている形跡はありませんが、引き続き適切な対応をとって参りたいと思っております。

川村部会長：当該事業は環境アセスメント対象とはなっておりませんが、自主的に環境調査されたということで、結構なことだと思います。調査は資料、現地調査など種類がありますが、どのように行い、その結果はどのようにでしたでしょうか。

申請者：現時点では、資料調査のみを行っています。自主的に資料調査をした結果、当該事業区域内において、貴重な動植物種存在の可能性がいくつか示唆されております。なお、実際にそのような動植物種が確認できた場合は、残置森林に移植するとともに、専門家に報告し、指導を仰ぐことといたします。

谷田貝委員：事業区域の中に、2箇所事業区域から外れている箇所がありますが、その理由は为什么呢。

申請者：土地所有者の同意を得られなかったということです。

谷田貝委員：環境に配慮したというわけではないのですね。

申請者：そのとおりです。

齋藤委員：当該事業による、地域への還元という視点ではどのように考えているのでしょうか。

申請者：地元への還元という視点では、3つを想定しております。1つ目は、固定資産税として、地元の税収効果がございます。2つ目は、地主の方への地代の支払いを想定しております。3つ目は、施設の維持管理のための除草作業を地元の団体等へ発注する予定となっております。

また、角田市との協議の中では現在2つの構想がございます。1つめは、環境教育の一環として、当該事業地の一般公開を考えております。当該事業地の北側には廃校になった小学校があり、そちらの施設を利用して、発電プロセスなどを展示しようと考えております。また、展示した箇所から、事業地が1キロ内と隣接しておりますので、展示

室を見学しながら事業地を見学するというような、啓蒙活動も行って参りたいと思っております。2つめは、事業地の南側には公民館もあることから、災害時など停電した時に、地元の方々が避難場所として集まるような公民館等へ電力を供給するといった活動も考えております。いずれも、発電施設を作って終わりということではなく、引き続き地域との結びつきを大切にして参りたいと思っております。

谷田貝委員：地下水の処理はどのようにお考えでしょうか。

申請者：事業地において、ボーリング調査を数カ所行っておりますが、湧水等があるかどうかについては、現在分かっておりません。なお、事業着手後、伐採工を行った後に、再度調査し、対応したいと思っております。

進藤委員：48ページによると、当該事業によってため池への影響があるようですが、その対応として調整池を利用するのでしょうか。

申請者：4号調整池は、水量確保のために作ったものではありません。なお、当箇所は砂防指定地に指定されており、昨日、県土木部へ、作業行為の申請をしました。なお、ため池の水を使う方々には、同意をもらっておりますが、開発行為によって、ため池に影響がでた場合は、その都度事業者が対応する予定となっております。

川村部会長：11ページに事業完了後の当該事業地の取り扱いについて記載されておりますが、産廃処理の手続きは適切に行っていただき、植栽して山林に復元するということですね。

申請者：事業箇所の地権者とは地上権設定契約を結んでおり、契約期間が終わる1年前に両者で協議することになっております。現在の予定では、森林法に基づいて、1ヘクタールあたり2000本植林し、比較的生長の早い、ヤマハンノキ等の植栽を考えております。なお、緑化の見通しがつくまでは、防災調整池は残す予定となっております。そのあたりについては、角田市と協議する内容となっております。

谷田貝委員：申請者の言うとおりの、事業終了後、植栽する際に、生育の早いものを植えるのも1つの考えですが、在来種を植栽するという視点でも植栽木を選んで欲しいと思います。

申請者：地域に自生しております、コナラ、クリ等を中心に復元することも考えております。

川村部会長：ヤマハンノキも、根粒菌を有し、荒地でも生育することができますが、在来種の植栽も可能性の1つとして考えて欲しいということですね。なお、土地所有者へ土地を返す際は、適地適木で、箇所によっては用材となるスギやヒノキを植栽するというようなことを考えていくということですね。

申請者：そのとおりです。

齋藤委員：事業が終わる20年後にはパネル等を撤去する予定と思われませんが、撤去費用が大きな出費になると考えられます。撤去費用は十分用意しているのでしょうか。

申請者：NEDOでは太陽光パネル撤去費用は総事業費の5%程度としております。撤去費用は、プールしていく予定となっております。

齋藤委員：新聞紙上、廃棄パネルの扱いについて懸念されているようですので、留意願います。

川村部会長：他にございませんか。

ないようですので質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は、一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それではお諮りします。

「合同会社角田電燃開発が行う太陽光発電所の設置」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可することに特に問題はない」、ただし、留意事項として、「事業完了後は確実に森林に復元するよう維持管理すること」、ということで答申することで異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのようにに答申することに決定しました。

次に、「その他」に入りますが、委員の方々から何かございませんか。

川村部会長：無いようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。